

自動車部品技術情報提供サービス利用規約（会員向）

この利用規約（以下「本規約」という。）は、一般社団法人日本自動車部品工業会（以下「当会」という。）がウェブサイト上で提供する自動車部品技術情報提供サービス（以下「本サービス」という。）の利用条件を定めるものです。本サービスの利用を申し込まれた自動車部品工業会の会員企業の皆さま（以下「利用者」という。）には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

第1条（適用）

本規約は、利用者と当会との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

第2条（契約期間）

契約期間は、4/1～翌年3/31までの原則1年間（12ヶ月間）とする。但し、契約期間途中でのサービスの利用も可能とし、その場合は利用開始月から翌年3/31までの契約期間とします。

第3条（料金）

本サービスの年間利用料金を、無料とします。

第4条（利用者IDおよびパスワードの管理）

1. 当会から利用者へ本サービスのIDおよびパスワードを配布します。利用者は、自己の責任において、IDおよびパスワードを管理するものとします。
2. 利用者は、いかなる場合にも、利用者IDおよびパスワードを第三者に譲渡または貸与することはできません。当会は、利用者IDとパスワードの組み合わせが登録情報と一致してサインインされた場合には、その利用者IDを登録している利用者自身による利用とみなします。

第5条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあつては、以下の行為を禁止します。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 本サービスのサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (4) 当会のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (5) 個人情報等を収集または蓄積する行為
- (6) 他の利用者に成りすます行為

(7) 当会のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為

(8) その他、当会が不適切と判断する行為

第6条（本サービスの提供の停止等）

1. 当会は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、原則として利用者に通知可能な場合には通知し、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

(1) 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合

(2) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合

(3) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合

(4) その他、当会が本サービスの提供が困難と判断した場合

2. 当会は、本サービスの提供の停止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第7条（解約）

1. 利用者が本サービスを利用するには、当会の会員企業であることを基本とします。したがって、利用者が当会を退会した場合は、利用者の意向に関係なく本サービスも退会となります。

2. 利用者が本サービスの利用を解約する場合は、所定の書類「サービス解約申込書」を当会へ提出します。当会はそれを受けて、利用者のIDおよびパスワードの利用停止手続きを行う。

第8条（個人情報の取扱い）

当会は、本サービス遂行のため利用者より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報保護に関することを含め関係法令を遵守するものとします。

第9条（免責事項）

1. 当会の債務不履行責任は、当会の故意または重過失によらない場合には免責されるものとします。

2. 当会は、本サービスに関して、利用者和其他の利用者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

第10条（利用規約の変更）

当会は、必要と判断した場合には、本規約を随時変更することがあります。変更を行う場合には利用者のその内容を通知するものとします。

第11条（通知または連絡）

利用者と当会との間の通知または連絡は、当会の定める方法によって行うものとします。

第12条（権利義務の譲渡の禁止）

利用者は、当会の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第13条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本サービスに関して紛争が生じた場合には、当会の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。